

重度障害者の医療費助成についての陳情

1. 陳情の要旨及び理由

神奈川県は平成20年に、重度障害者医療費助成制度の内容を変更して、障害重複者を除く重度障害者に、窓口負担、年齢制限、所得制限の3条件を逐次附帯しました。結果として、重度障害者は在住市町村の同種制度に頼らざるを得なくなりました。

特に透析患者の場合、慢性腎臓病（CKD）や糖尿病と闘いながら生活し、65歳以上になってから透析導入に至り障害者となる者が多くいます。また、透析導入平均年齢も70.88歳（2020年12月末・日本透析医学会調査）であり、少ない年金収入に頼って生活する者が多く、重度障害者医療費助成制度は安心して医療を受ける上で大変必要な制度です。

大磯町におかれましては、私たち障害児者・透析患者が安心して医療が受けられるよう、ご配慮を頂けますようお願い申し上げます。

2. 請願（陳情）事項

- (1) 障害児者・透析患者が安心して医療が受けられるよう重度障害者に対する医療費の助成をすること。

令和5年2月8日

大磯町議会議長
竹内 恵美子 様

住所 〒221-0834 横浜市神奈川区台町7-2
ハイツ横浜403号
特定非営利活動法人 神奈川県腎友会
会長 府録 讓治
電話 045(321)4621

